



## 11月8日は「いい歯の日」

11月8日は「いい歯の日」です。この日を機会に家族みんなで口の健康づくりに取り組み、むし歯や歯周病のない健康な町にしましょう。

### 町の歯科保健の現状

#### ●幼児のむし歯保有率

平成27年度の3歳児健診でのむし歯保有率は25%と、年々減少していますが、県内で比較すると、平均よりも高い状況でした。(図1)

#### ●小・中学生のむし歯保有率

平成27年度の小学生のむし歯保有率は62%で、中学生は52%と、半数以上の児童・生徒が、むし歯になった経験がありました。

#### ●成人の歯周病

今年度、成人歯科健診を受けた方のうち、検査時に歯肉出血があった方は33%で、歯周ポケットが4mmを超える深い歯周ポケットがある方は65

%と、進化した歯周病の方が多い状況でした。

#### ●セルフケアの状況

平成27年度に1歳6ヶ月児健診を受けた保護者への生活習慣調査では、歯間ブラシや糸ようじを使用している保護者は40%でした。

#### ●プロフェッショナルケアの受診状況

平成27年度に3歳児健診を受けた方のうち、かかりつけ歯科への定期受診率は51%で、1歳6ヶ月児健診を受けた方の保護者への調査では65%と、半数以上の方がかかりつけ歯科を決めて定期的に受診していました。

#### ●食生活のリズム

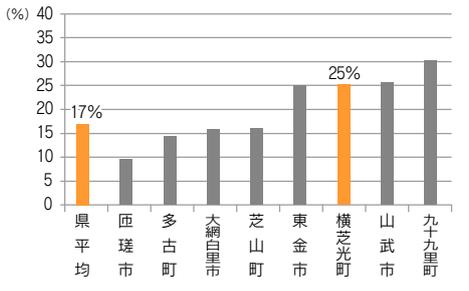
平成27年度に3歳児健診を受けた方のうち、1日3回以上甘い間食を摂る習慣(飲み物を含む)があると答えた方の割合は28%で、1歳6ヶ月児健診を受けた方の保護者へ

の調査では70%と非常に高い割合でした。

むし歯・歯周病はハミガキだけでは予防できません。また、むし歯や歯周病は最初の段階では気づきにくく、知らないうちに進行していることもあるため、歯科医院等へ定期受診をし、歯の磨き方や食生活のアドバイスなどを積極的に受けましょう。

問健康ことも課健康づくり班 ☎(02)334000

図1 平成27年度3歳児むし歯有病者率



## 少しの気づかいで取り除こう！社会的障壁(バリア)

民間事業者や行政機関を対象に、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(障害者差別解消法)が、平成28年4月から施行されています。この法律は、障害を理由とする「不当な差別的取扱いの禁止」や障害のある人が日常生活を送る中で「障壁」になるものを取り除く「合理的配慮の提供」などを定めています。

### 合理的配慮の具体例

- ①聴覚に障害をお持ちの方へ、筆談やイラストで案内する。
- ②視覚に障害をお持ちの方へ、声による読み上げ、点字を活用する。
- ③精神疾患をお持ちの方へ、必要な情報を簡潔に分かりやすい言葉で説明する。

合理的配慮の内容は、障害特性やそれぞれの場面・状況で異なります。特別なことではなく、一人一人の小さな気づかいが求められています。障害のある人もない人も共に暮らしやすい町にしましょう。

問福祉課障害福祉班 ☎84-1257 FAX 84-2713

### ◎マンガでわかる障害者差別解消法

千葉県では、差別解消法の内容や障害のある人への配慮の具体例を、4コママンガによりストーリー化した啓発資料を作成しました。千葉県健康福祉部障害福祉課のホームページ(<https://www.pref.chiba.lg.jp/shoufuku/kenriyogo/kaishouhou/manga/houdou.html>)からダウンロードができます。

問千葉県健康福祉部障害福祉課 ☎043-223-2935 FAX 043-222-4133